

工 事 番 号 魚消総第5-9号

工 事 名 消防庁舎網戸設置工事

特 記 仕 様 書

【 適 用 範 囲 】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

【 工 事 目 的 】

本工事は、虫が入らないよう網戸を設置するため、工事するものである。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する特記仕様書
- 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市週休2日取得モデル工事(令和4年4月試行)【土木工事】特記仕様書
- 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- 14 参考資料
- 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
- 別添、図面特記仕様書
- 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書

□ 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

- 土木工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 新営建築工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 改修建築工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 新営電気設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。
- 改修電気設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。
- 新営機械設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。
- 改修機械設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。
- 解体工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途工事あり ・工 事 名： ・予 定 期 間：
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期： ・時 間： ・方 法：
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・完了予定時期：
	4. その他
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期： ・区 間：
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり（ <input type="checkbox"/> 騒音・振動、 <input type="checkbox"/> 排出ガス、 <input type="checkbox"/> 粉じん、 <input type="checkbox"/> 水質等） ・施 工 方 法： ・作 業 時 間：
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法： ・範 囲：
	3. その他
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・交通誘導警備員： （勤務実績提出の必要あり） ・その他施設等：
	2. 近接作業制限あり（ <input type="checkbox"/> 鉄道、 <input type="checkbox"/> ガス、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話等、） ・内 容： ・工 法 制 限： ・作業時間制限：

明 示 項 目	施 工 条 件
IV 安全対策関係	3. 発破作業あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安設備及び保安要員 : ・ 防 護 工 : ・ 作業時間制限 :
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
	⑤. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。 ・本工事は利用者に対し立人防止の表示等で作業場を明確に区分し、利用者が容易に侵入できないよう措置を講ずるとともに、その危険箇所及び作業場等が容易に明確に確認できるよう措置を講ずること。
V 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬 入 経 路 : ・ 期 間 : ・ 使用後の措置 :
	2. 一般道路の占有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 間 : ・ 規 制 条 件 : ・ 時 間 制 限 :
	3. 仮設道路措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工法指定の有無 : ・ 用 地 関 係 : ・ 安 全 施 設 : ・ 工事完了後の「存置」または「撤去」 :
	4. その他
VI 仮設備関係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 工 種 : ・ 内 容 :
	4. イメージアップあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
	5. その他

明 示 項 目	施 工 条 件

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物件等	<p>1. 占有支障物件あり（<input type="checkbox"/>電気、<input type="checkbox"/>電話、<input type="checkbox"/>水道、<input type="checkbox"/>下水道、<input type="checkbox"/>ガス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容： ・移設、撤去、防護方法等： ・時 期： <p>2. 占有物件重複施工あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容： <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。 ※土木工事では、架空線の防護カバーは諸経費に含まれるため設計変更の対象となりません。 ・パイプライン、ガス導管、配水管、電話、電気等の地下埋設の有無については、必ず関係機関に確認すること。 ・移設を予定していない占有物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。
IX 排水工 (濁水処理含む)	<p>1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：
X 薬液注入関係	<p>1. 薬液注入工法あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙条件明示による。
XI そ の 他	<p>1. 現場発生材あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品 名： ・納入場所： <p>2. 支給品および貸与品あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品 名： ・引渡し場所： <p>3. 品質証明の対象工事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。 <p>④. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。)

7.材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書

○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械(第2次基準及び第3次基準)を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1.安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2.安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3.安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

4.事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- 1.受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
- 2.受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- 3.受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- 4.下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。